

浜松市浜北地域活動・研修センター管理要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、浜松市浜北地域活動・研修センター（以下「センター」という。）の適正な管理のために必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 浜松市浜北地域活動・研修センター条例施行規則（平成 7年浜松市規則第229号。以下「規則」という。）第2条に規定する「施設の利用の許可を受けようとする者」とは、中・高校生を除く15歳以上の者を代表とする3人以上の構成員を有する団体であって、次条の規定により利用団体の登録を受けた者をいう。

(利用団体の登録等)

第3条 利用団体の登録を受けようとする者は、浜松市スポーツ・文化施設予約システム「まつぼっくり」利用者登録・変更・取消申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録・変更・取消申請書が提出されたときは、浜松市浜北地域活動・研修センター条例（平成17年浜松市条例第226号。以下「条例」という。）第8条に基づきこれを審査し、適当と認めたときは当該団体に対し利用者カード（以下「カード」という。）を交付する。ただし、当該団体が継続的に施設を利用しないと判断される場合は、この限りでない。

(利用許可の申請等)

第4条 規則第2条第2項のただし書は、団体が年間の事業計画において会場確保が必要となる場合とする。

2 前条第2項の規定によりカードの交付を受けた者が規則第2条第1項の申請を行うときは、その都度係員にカードを提示し確認を受けなければならない。ただし、利用しようとする者が別の方法で特定できる場合はこの限りでない。

3 前項により申請する場合は浜松市公共施設利用許可申請書（様式第2号まつぼっくりによる出力帳票）によるものとする。

4 規則第3条の通知は、浜松市公共施設利用許可書（様式第3号まつぼっくりによる出力帳票）によるものとする。

(利用回数の制限)

第5条 団体がセンターの施設を利用できる回数は、1週間につき各室とも1回限りとする。ただし、センター所長（以下「所長」という。）が利用状況を考慮し、この制限を変更することができる。

(使用料の納付)

第6条 条例第9条第2項の規定による市長が指定する日とは、利用者が施設の使用料を現金で納付する場合は使用日までとする。ただし、条例

5条に規定する休館日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号に）規定する国民の祝日）にあたる時は、その前日をいう。

（使用料の減免）

第7条 規則第7条の規定は、浜松市浜北地域活動・研修センター使用料等減免申請書（様式第9号）によるものとし、各号に掲げる場合とは別表1に掲げる団体が利用する場合をいう。

（利用許可の取消し等）

第8条 規則第4条の申出は、浜松市公共施設利用許可取消・変更申請書（様式第4号まつぼっくりによる帳票）によるものとする。

（使用料の還付）

第9条 規則第8条第1項第2号の理由は、災害等により利用が不可能なとき、又はセンターの都合によりその利用を中止するときに限るものとする。

2 規則第8条第2項の規定は、過誤納金還付請求書によるものとする。

（特別の設備の許可）

第10条 規則第9条の申請書は、浜松市公共施設特別設備許可申請書（様式第6号）によるものとし、条例第14条の許可は、浜松市公共施設特別設備許可書（様式第7号）によるものとする。

（報告書）

第11条 利用者は、施設利用後速やかに、浜松市公共施設利用報告書（様式第8号）を提出するものとする。

（駐車場）

第12条 1団体が20台以上の自動車を駐車する場合、必要によりその団場で駐車場誘導係を配置するものとする。

（物品預り）

第13条 センターにおいて利用団体の物品は原則的に預からないものとする。ただし、所長が必要と認めたものはこの限りでない。

（様式）

第14条 施行規則及びこの要綱に関する様式は次のとおりとする。

（1）浜松市スポーツ・文化施設予約システム「まつぼっくり」利用者登録・変更・取消申請書（様式第1号）

（市内共通）

（2）浜松市公共施設利用許可申請書（様式第2号）（まつぼっくりによる出力帳票）

（3）浜松市公共施設利用許可書（様式第3号）（まつぼっくりによる出力帳票）

（4）浜松市公共施設利用取消・変更申出書（様式第4号）（まつぼっくりによる出力帳票）

- (5) 浜松市公共施設利用取消・変更許可書(様式第5号)(まつぼっくりによる出力帳票)
- (6) 浜松市公共施設利用特別設備許可申請書(様式第6号)
- (7) 浜松市公共施設利用特別設備許可書(様式第7号)
- (8) 浜松市公共施設利用報告書(様式第8号)
- (9) 浜松市浜北地域活動・研修センター使用料等減免申請書(様式第9号)

(コピー・印刷サービス)

第15条 市長は、センターのコピー・印刷のサービスについては次のとおり定める。その使用にかかる実費は別表2のとおりとする。

- (1) 手続き センターのコピー・印刷のサービスを受けようとする者は使用申込書を提出するものとする。
 - (2) 利用制限 センター業務に支障がない範囲内でサービスを認めるものとする。
 - (3) 請求 コピー・印刷にかかる実費の請求は、その都度行うものとする。
- (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月21日から施行する。ただし、第15条については4月1日からの適用とする。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。ただし、第7条の使用料減免については施行日以後の利用に係る使用料について適用とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の使用料減免については施行日以後の利用に係る使用料について適用とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条の使用料減免については施行日以後の利用に係る使用料について適用とする。

別表 1 (第 7 条関係)

第 7 条に規定する団体は、下記のとおりとする。

	区 分		摘 要
1	身体障害者、知的障害者、 精神障害者の団体	身体障害者、知的障害者等の 施設の利用に伴う観覧料等 の減免手続きの取扱いに関 する要綱により認定された 団体	(規則第7条第1号)市長 が別に定めるところによ り認定する身体障害者、知 的障害者、精神障害者又は 高齢者の団体が利用する 場合
2	高齢者の団体	高齢者等の施設の利用に伴 う観覧料等の減免手続きの 取扱いに関する要綱により認 定された団体	
3	市内の各町自治会		(規則第7条第2号)自治 会(地方自治法(昭和22 年法律第67号)第260条 の2第1項に規定する地縁 による団体をいう。)が利 用する場合
4	浜松市自治会連合会並びに 地区自治会連合会		(規則第7条第3号)自治 会連合会(自治会(地方自 治法(昭和22年法律第67 号)第260条の2第1項に 規定する地縁による団 体をいう。)の連合体のうち 市長が別に定めるものを いう。)が利用する場合
5	地区コミュニティ協議会		(規則第7条第4号)地区 コミュニティ協議会(地域 の振興及び地域の課題の 解決を図ることを目的と する団体のうち市長が別 に定めるものをいう。)が 利用する場合
6	市内の地区社会福祉協議会		(規則第7条第5号)全市 域又は地域社会において、 市の施策と一体となって 地域福祉の向上又は地域
7	浜松市青少年健全育成会連 絡協議会及び市内の中学校 区青少年健全育成会		

8	浜松市遺族会	地区支部も含む。	の安心若しくは安全に取り組んでいる団体のうち市長が別に定めるものが利用する場合
9	浜松市自主防災隊連合会	地区連合会を含む。	
10	静岡県交通安全協会	浜松地区にあるもの。	
11	警察署地域安全協議会及び交番連絡会	活動範囲に浜松市内を含んでいる団体	
12	浜松市保護司会	区保護司会を含む。	(規則第7号第6号)市民の福祉の向上又は市民の安心若しくは安全に係る法令等に基づき設置され、又は活動している組織で市の施策と一体となって活動しているもののうち市長が別に定めるものが利用する場合
13	浜松市民生委員・児童委員協議会	区協議会、地区協議会を含む。	
14	浜松市人権擁護委員連絡協議会及び浜松人権擁護委員協議会		
15	浜松市消防団	支団、方面隊、分団を含む。	
16	浜松市水防団	分団を含む。	
17	浜松市体育指導員連絡協議会	区体育指導委員連絡協議会を含む	
18	ボーイスカウト連合協議会	地区協議会及び市内の団を含む。	
19	ガールスカウト浜松市協議会	市内の団を含む。	
20	浜松市子ども会連合会	委員会及び校区・単位子ども会を含む。	
21	浜松市老人クラブ連合会	地区連合会及び単位組織を含む。	
22	公益財団法人浜松市体育協会組織団体 ア 種目別競技団体 イ 浜松市中学校体育連盟 ウ 浜松市小学校体育連合 エ 校区体育振興会 オ 浜松市スポーツ少年団 カ 浜松市レクリエーション協会	公益財団法人浜松市体育協会は含まない。 オ 地区の種目別組織及び保護者の活動も含む。 カ 単位組織も準じる。	(規則第7条第7号)社会教育関係団体(社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体のうち市長が認めるものをいう。)が利用する場合
23	浜松市中学校文化連盟及び浜松市小学校文化連盟		
24	市内の保育園・幼稚園・小中学校及び高等学校などのPTA	高等学校などにあっては市内在住者からなる地区会も準じる。	
25	ユネスコ協会		

26	総合型地域スポーツクラブ		
27	浜松市協働センター認定の地域活動団体	カードの提示が必要	
28	事業主及びその団体等		(規則第7条第8号)事業主及びその団体等が被雇用者等のために職業能力の向上に関する研修等を開催するために利用する場合
29	商工会が設置した職業訓練施設		(規則第7条第9号)本市の区域の全部又は一部をその地区とする商工会(商工会法(昭和35年法律第89号)の規定により設立された法人をいう。)の設置した職業訓練施設(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第25条に規定する職業訓練施設をいう。)が職業能力の向上のため利用する場合

別表 2 (第 15 条関係)

コピー料・印刷機の使用にかかる実費は、下記のとおりとする。

種別	内 容	サイズ等	単 位	金 額
コピー	コピー	全サイズ片面	1 枚	1 0 円
印刷機	原紙	全サイズ	1 枚	1 0 0 円
	再生紙	B 4	1 枚	2 円
		B 5	1 枚	1 円
		A 4	1 枚	2 円
	色上質紙	B 4 中厚口	1 枚	4 円
		B 4 薄口	1 枚	3 円
		A 4 中厚口	1 枚	4 円
		A 4 薄口	1 枚	3 円
インク(用紙持込)	全サイズ	1 枚	0 . 5 円	

1 円未満は切り捨てとします。

A 3 サイズは B 4 と同じ単価となります。

この表に載っていても在庫の用紙が無い場合もありますので、お問い合わせください。

浜松市 公共施設特別設備申請書

(あて先) 浜松市長 利用者番号 氏名(代表者名) 団体名 住所(所在地) 申請者電話番号 次のとおり浜松市公共施設の特別設備をしたいので申請します。 施設名 浜松市浜北地域活動・研修センター お問い合わせ先 053-588-2740													
利用日	開始	終了	場所名	行 事 名	使用料								
H	:	:											
H	:	:											
H	:	:											
H	:	:											
H	:	:											
【特別設備の理由と概要】 													
申請のとおり許可します。 起案 平成 年 月 日 決裁 平成 年 月 日				決 裁 欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">課長</th> <th style="width: 15%;">課長補佐</th> <th style="width: 15%;">所長</th> <th style="width: 15%;">担当</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	課長	課長補佐	所長	担当				
課長	課長補佐	所長	担当										

設計書、仕様書、図面その他の当該設備の分かる書類を添えてください。
 特別の設備に係る電気料、水道料は市長が定めます。

浜松市 公共施設特別設備許可書

様						第 平成 年 月 日	号
浜松市長						(押印省略)	
平成 年 月 日付けで申請のあった特別設備について、次のとおり許可します。							
施設名 浜松市浜北地域活動・研修センター お問い合わせ先 053-588-2740							
利用日	開始	終了	場所名	行 事 名	使用料		
H	:	:					
H	:	:					
H	:	:					
H	:	:					
H	:	:					
【備考】 特別の設備に係る電気料、水道料は市長が定めます。							

様式第9号

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 氏名(代表者名)
団体名
住所(所在地)
連絡先電話番号
連絡者氏名

浜松市浜北地域活動・研修センター使用料等減免申請書

次のとおり施設使用料等を免除・減額申請します。

利用日	開始時刻	終了時刻	場所名	行事名
月 日	:	:		
月 日	:	:		
月 日	:	:		
月 日	:	:		
月 日	:	:		
【減免理由】 浜松市浜北地域活動・研修センター条例施行規則第7条第1項第 号の規定により減免することができる団体のため				